

笠置町監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年10月17日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和7年4月28日（月）

午後1時30分から午後3時15分まで

場 所 笠置町役場2階 議員控室

監査対象 1 町道の維持管理計画について

2 橋梁長寿命化修繕計画について

3 簡易水道経営戦略改定について

4 水道会計について

2. 監査内容

定期監査において以前に指摘した事項に対する対応状況及び令和7年度の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 町道の維持管理計画について

町道の維持管理の計画については平成 26 年度に実施しており、62 路線の舗装の修繕計画を立て、基本的には毎年その計画に基づき舗装修繕を実施してきているところであるが、計画の中には優先度が高いが年間を通してあまり歩行者及び車両が通行しない路線もあり、区長との話し合いで調整の上、他の路線に対する要望がある場合においては、各区長から提出された要望書内容の路線を修繕するようにしている。地元の声を聞き、地域から出た要望に沿って実施されているのであれば問題はないと思うが、前回の計画から 10 年以上経過している事から、補助金や交付金を活用して調査の実施等も併せて検討されたい。

② 橋梁長寿命化修繕計画について

令和 2 年度に橋梁点検を実施し、令和 3 年度に計画策定された橋梁長寿命化修繕計画において、緊急性を要するという結果が出た 6 つの橋梁については、一定対策済みということで安心している。長寿命化計画の定期点検サイクルは 5 年毎となっていることから、令和 8 年度に報告書が上がって来るということなので、その結果を踏まえて、ライフラインの維持に努めてほしい。また、こういう計画はホームページ上で公開して行く必要があると考えるため、善処されたい。これは町全体での課題にも共通することだと考える。そうすることで、住民への説明にもなり、事業への理解も得てもらえやすくなると思考する。今後税金等を使い、事業を委託したものについては、出来る限り公表する事を望む。また、工事の看板に、どういう工事を行っているのかを詳細に明記する取り組みは、良いと考えるので、是非とも実施されたい。

③ 簡易水道経営戦略改定について

令和 2 年度に簡易水道事業経営戦略を策定してから 5 年が経過し、今回改定業務を進めているとのことであるが、是非とも笠置町の将来の水道事業の為に、見通しのある計画を作ってもらいたい。その中で、過去からの課題である水道事業の一元化に向けても取り組んでもらえたらと考えている。

施設の更新や整備等を勘案された上で、今一般財源からの繰り入れで公営企業会計を賄っている現状もあり、令和 4 年度に実施しなかった水道料金の値上げについても、どのくらいが必要で適当になるのかという判断は難しい所ではあるが、計画上は希望的観測ではなく、できるだけ厳密にすべき必要があるだろうから、その辺りも委託業者と調整の上、住民にもわかりやすい計画になるようにされたい。

④ 水道会計について

水道の事務が複式簿記に変わり、また新たに代表監査委員が選任されたことを踏まえ、再度水道の日々の支払い事務等における事務方法を確認した。特別会計時は会計管理者で処理していただいていた事務が、公営企業会計に変わったことで水道担当者で日々の処理をすることに変わり、日々の業務に加え、事務処理にも相当な時間を要するということであった。大変ではあるが、皆で協力して取り組まれることを期待する。

以 上